

税理士法人 トータルマネジメントブ레인 URL: <http://www.tsubota-tmb.co.jp/> 平成27年12月22日発行
 有限会社トータルマネジメントブ레인 Mail: tmb@tkcnf.or.jp 担当: 頼田・東條
 【大阪本部】〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町5-17 アクティ南森町6F TEL: 06-6361-8301 FAX: 06-6361-8302
 【東京支店】〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町1-2-14 日本ビルディング3号館3F TEL: 03-6231-1576 FAX: 03-6231-1577

平成28年度税制改正大綱 Part II 金融証券・その他個人課税等

1. NISA制度の見直し（拡充）【所得税】

- (1) 「非課税適用確認書の交付申請書」への添付書類削減
 平成30年以後は、「基準日における国内の住所の記載及び当該住所を証する書類（住民票・除票の写し、住民票の記載事項証明書、戸籍の附票・除籍の写し）」の添付を不要とする。
- (2) 勘定設定期間の変更（非課税口座内に新たに非課税管理勘定を設けることができる期間）
 平成26年1月1日から平成29年12月31日以後の期間を、平成30年1月1日から平成35年12月31日までとする。（現行：平成30年1月1日から平成33年12月31日、平成34年1月1日から平成35年12月31日の2期間。）
- (3) 「非課税適用確認書の交付申請書」の提出をしたものとみなす場合
 平成29年分の非課税管理勘定が設定されている非課税口座を平成29年10月1日において開設している居住者等で、個人番号を当該口座の金融商品取引業者等の営業所の長に告知をしている者は、同日に当該長に対し、平成30年1月1日から平成35年12月31日までの「非課税適用確認書の交付申請書」の提出をしたものとみなす。
 （平成29年9月30日までに希望しない旨の申出があった者を除く。）
- (4) 非課税口座を開設している居住者等が出国により口座を廃止する場合の特例
 その者が出国の日の3月前の日における有価証券等の価額により国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用を受けるときは、その上場株式等を出国の日の3月前の日の価額で譲渡し、再び取得したものとして譲渡所得等の非課税措置を適用する。（未成年者口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税措置（ジュニアNISA）も同様。）

2. 上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる譲渡範囲の拡大（拡充）【所得税】

- 上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる譲渡範囲に、以下を加える。
- (1) 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用により行ったものとみなされる譲渡
 (2) 贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用により行ったものとみなされる譲渡

3. 上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例等の対象範囲（拡充）【所得税】

平成28年1月1日以後に行う上場株式等の譲渡について、上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例等の対象範囲に、特定受益証券発行信託の受益権（公募）を加える。

4. スイッチOTC薬控除（医療費控除の特例）（新設）【所得税・地方税】

- (1) 制度の概要：適正な健康管理の下で、医療用薬品からセルフメディケーション（自主服薬）への代替を進める。
- (2) 適用者：健康の維持増進及び疾病の予防への以下の「一定の取組」を行う個人
 特定健康診断、予防接種、定期健康診断、健康診断、がん検診（医師の関与があるものに限る。）
- (3) 対象医薬品：自己又は生計を一にする配偶者等に係る以下の「一定のスイッチOTC医薬品」の購入
 要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品。（類似の医療用医薬品が医療保険給付の対象外のものを除く。）
- (4) 適用金額：その年中に支払った金額（保険金、損害賠償金等により補填される部分の金額を除く。）の合計額で1万2千円を超える金額（最高8万8千円まで）
- (5) 控除方法：その年分の総所得金額等から控除（現行の医療費控除の適用とは併用できない。）
- (6) 適用機関：平成29年1月1日～平成33年12月31日

5. 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例適用期間（延長）【所得税・法人税】

対象となる法人から常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人を除外した上で、適用期間を2年延長
 適用期限：平成30年3月31日まで

6. 国民健康保険税の改正【地方税】

- (1) 国民健康保険税の基礎課税額等に係る課税限度額について、次のとおりとする。
- ① 基礎課税額に係る課税限度額を54万円（現行52万円）に引き上げる。
 ② 後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を19万円（現行17万円）に引き上げる。
- (2) 国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、次のとおり引き上げる。。
- ① 5割軽減の対象世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額を26.5万円（現行26万円）に
 ② 2割軽減の対象世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額を48万円（現行47万円）に

7. 通勤手当の非課税限度額の引上げ

通勤手当の非課税限度額 月額10万円⇒月額15万円

（注）平成28年1月1日以後に受けるべき通勤手当について適用する。